

# 農業委員会総会議事録

## 第11回農業委員会

1. 開会日時 平成27年2月19日(木) 午前9時20分
2. 閉会日時 平成27年2月19日(木) 午前10時30分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3

### 4. 出席者

委員(全16人中15人出席)

出席者	1番 柴田勝美	10番 河村秋雄
	2番 林 勝己	11番 坪井 茂
	3番 岡島長利	12番 尾野康雄
	4番 石黒隆夫	13番 安藤茂市
	5番 安藤修一	14番 坪井弘美
	6番 稲垣信義	15番 河村活敏
	7番 坪井邦夫	16番 安藤丁士
	8番 丹羽明生	
欠席者	9番 河村初男	

事務局 3名

事務局長	蟹江 建設課長
事務局員	中川 係長
	霜越 主事

### 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案

- (1) 下限面積の決定・公表について
- (2) 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (3) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- (4) 農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第3条届出受理状況について
  - (2) 農地法第4条届出受理状況について
- ⑥ その他

## 6. 配布資料

- ①議案第6号 下限面積の設定について
- ②議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ③議案第8号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ③資料1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)
- ④資料2 農地法第3条関係(届出)
- ⑤資料3 農地法第4条関係(届出)

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻より10分ほど早いですが只今より平成26年度第11回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したもののほかに「議案第6号 下限面積の設定について」、「議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「議案第8号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に

係る意見書（案）」という通知文の写しと、最後に皆様方から要望のありました「農業委員会議事録」を配布させていただいております。ご確認ください。

それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

**【あいさつ】**

安藤会長

おはようございます。本日は雨水でございまして雪も雨に変わる時期でございます。昔から言われているように、小寒の氷大寒に解くということわざもあります。やはり気候というものは変化をするものだと思っております。本日もどうぞよろしく申し上げます。

**【出席人数確認】**

安藤会長

それでは、まず欠席者ですが、9番の河村初男委員です。よって農業委員16名中現在出席者15名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

**【議事録署名者指名】**

安藤会長

本日議事録署名員でございしますが3番の岡島長利委員と4番の石黒隆夫委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

安藤会長

それでは只今より議事に入りたいと思います。本日の議案は4件でございます。それでは、議案について、事務局から説明を求めます。

事務局員

議案第5号 「下限面積の決定・公表について」をご説明申し上げ

げます。

【下限面積の決定・公表について、議案第5号に基づき説明】

下限面積とは、農地法第3条第2項第5号に規定される「別段面積」といわれるものです。「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積」というのは、いわゆる農地取得の際の要件の下限面積のことです。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから許可後の面積が一定規模以上でないと許可されないとするものです。この面積については、農地法で北海道は2ヘクタール、都府県は50アールとされています。参考に議案第5号をご確認ください。裏面に農地法（3条抜粋）という資料があると思いますが、その枠で囲った部分に規定されています。改正前の農地法では、地域の状況に応じて、県が別に定めることができるとされていて、豊山町の場合はその面積が2反（20アール）だったのですが、新法施行により、農業委員会が定めることとされました。そのため、平成21年11月に農業委員会でこの面積をどうするかということをご審議いただき、県が定めた2反を踏襲することとされました。また、新法の施行と国の事業仕分け作業の中で、国から「農業委員会の適正な事務実施について」という通知文（いわゆる適正化通知）が出され、その中で、毎年下限面積を検討することとされていますので、提案させていただきました。昨年と何ら状況が変わっていませんので、本日配布しました議案第5号のとおり、現行の2反のままとするのが適切であると事務局では考えています。よろしくご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

安藤会長

事務局の提案説明が終わりました。

ここで、質疑・意見のある方は発言して下さい。

A委員

豊山町は下限面積を10aとした場合は全農家のうち割合はどの程度変わるのでしょうか。おおむねでいいので教えてください。

事務局員

20aのときの4割から6割くらいに増えます。

B委員

何世帯なのかはわかりますか。

事務局員

現在資料としては持っていません。

C委員

面積の減り方についての資料も判断材料としていただきたいです。そういうものがあれば答えがみえてくると思うのですが。

D委員

先程事務局より提案があったように、これは農地を農地として取得できるかできないかについて判断するという話です。何㎡なのかというのは今の議論としては関係ないと考えます。今まで20アールというのを10アールにすると農業経営として成り立っていくかどうかという話です。この地域では20アールが適当ではないかと思えます。これによって農業委員会として件数を増やすとか減らすとかの議論ではありません。

C委員

私は1年目なので判断材料としてそういうものがあった方がいいと思いました。

安藤会長

面積や人数という話ではなくて、これは2反で経営の責任者として成り立っていけるかという話になります。過去何年も議論してきたこのような結果になっている。他の市町村ではこれが30アール50アールというのものもある。豊山町としてはこれが妥当だと考えます。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第6号 下限面積の決定・公表について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。続いて、2つ目の議案の説明を事務局に求めます。

事務局員長

2つ目と3つ目の議題、議案7号、第8号は関連がありますので、一括で提案させていただきます。

【議案第7号・8号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案、平成27年度活動計画案の説明】

この点検・評価案と活動計画案は、平成21年12月の農地法の改正に伴い、事務の透明性や目標を持った活動の実施を図るため、農業委員会が策定するもので、概ね1ヶ月公表し、意見募集を行い、意見反映をした上で策定するものです。事務局で案を作成しましたが、この中で遊休農地の部分や違反転用については、正式に法に則って処理している案件が現在のところありませんので、空欄の部分

が多くなっております。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第7号・8号 平成26年度の点検・評価案について、平成26年度活動計画案の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

E委員

これは事務のやり方ということでよろしいでしょうか。

事務局長

そうです。これは活動を示すことで透明な農地事務を世間に公表するものです。

安藤会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第7号・8号の平成26年度の点検・評価案と27年度活動計画案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。よって、この案を公表することとします。  
続きまして本日4つ目の議案について説明を求めます。

事務局員

それでは4つ目の議案について説明します。

【議案第9号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

本日配布しました「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」は、本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、5条の許可申請書に添えて県

に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法（法第4条第2項第1号ロ）の農地区分の第3種農地を対象とする農地転用の案件です。第3種農地とは、「市街地の区域又は、市街地化の傾向の著しい区域内にある農地」であり、今回の申請地は、第3種農地の中で、「ア 整備の状況が次のいずれかに達している区域内にある農地」に相当しています。この「次のいずれかに達している区域内」とは、2つあるのですが、そのうち「（ア）水管、下水道又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の指定を受けた道で現に一般交通に利用されているものをいい、第1の2の（2）のオの（エ）のbの道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域で容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設が存する区域」に該当するものであります。隣接している東側の道路は町道53号線で、当該道路には水道管とガス管が通っています。申請地から500メートル以内には医療施設と教育施設があります。従ってこの条項に適合します。この第3種農地は、農地転用を「許可することができる」区域であります。また、木津用水土地改良区の意見書も添付されており、支障なしとの意見となっております。また、隣接する農地所有者の方の承諾書も添付されております。

土地利用としましては、高添23番1 188㎡です。農家のかたの身内のかたの住宅が建つものです。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第9号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

この土地ですが、市街化調整区域で現在のところは田んぼをやってみえます。接している道路は水道管、ガス管、下水道管全部入っているが、調整区域なので下水道管は繋げないと残念がっています。問題は今のところないと現地を見てきて感じました。

D委員

下水道は利用できないのですか。

事務局員

現在のところ計画はありません。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料1 議案第9号の農地法第5条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

以上で議案については終了します。

【報告事項】

安藤会長

続きまして報告事項の農地法3条・4条の届出受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、3条・4条の届出届出受理状況について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】

続いて4条届出です。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料3 農地法第4条届出受理状況朗読】

以上で、3条・4条の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条・4条届出受理状況の報告等が終わりました。  
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等もありませんので、報告事項の農地法第3条・4条届出受理状況についての報告を終了いたします。

安藤会長

事務局からその他、何かありますか。

【閉会】

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

8. その他

事務局

(事務局からの事務連絡等は以下のとおり)

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成27年3月19日(木) 午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：3月5日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時30分終了)

9. 農地転用件数

1月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	2	2,648.00
		2	2,648.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	2	428.00
		2	428.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	0	0.00
		0	0.00	豊場				

※ 累計については平成27年1月～平成27年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。